

○飯塚市文化財保護事業補助金交付要綱

平成23年10月5日
飯塚市告示第302号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市の区域内に存する文化財の保護事業に要する経費の一部に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、飯塚市文化財保護条例(平成18年飯塚市条例第112号。以下「条例」という。)の規定に基づき、飯塚市文化財保護条例施行規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第46号)及び飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象文化財)

第2条 補助金の対象となる文化財は、次に掲げるものとする。

- (1) 国指定文化財 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第27条、第71条第1項、第78条第1項及び第109条の規定に基づき指定された文化財をいう。
- (2) 県指定文化財 福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号。以下「県条例」という。)第4条第1項、第23条第1項、第29条第1項及び第37条第1項の規定に基づき指定された文化財をいう。
- (3) 市指定文化財 条例第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項及び第32条第1項の規定に基づき指定された文化財をいう。
- (4) 国登録有形文化財 法第57条第1項の規定に基づき登録された文化財をいう。
- (5) 市登録有形文化財 条例第38条第1項の規定に基づき登録された文化財をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、文化財の修理、保存及び管理等に係る事業(以下「文化財修理等事業」という。)並びに維持管理に係る事業(以下「文化財維持管理事業」という。)とする。

- 2 文化財修理等事業の内容は、別表第1のとおりとする。
- 3 文化財維持管理事業の内容は、別表第2のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、第2条各号のいずれかに該当する文化財の所有者、管理責任者、保持者又は保持団体で前条の事業を実施するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国県指定文化財に係る事業については、補助対象経費のうち補助対象者負担経費の2分の1以内とする。
- (2) 市指定文化財に係る事業については、補助対象経費の2分の1以内とする。
- (3) 国登録有形文化財又は市登録有形文化財の文化財修理等事業については、補助対象経費の3分の1以内とする。
- (4) 国登録有形文化財又は市登録有形文化財の文化財維持管理事業については、補助対象経費の2分の1以内とする。

2 補助金については、別表第3のとおり限度額を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、補助の割合又は限度額を超えて補助することができる。

(補助対象から除外する期間)

第6条 建造物の文化財修理等事業の場合、補助金の交付を受けた修理事業箇所については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)で定める有形固定資産の耐用年数に準ずる期間、補助対象としない。

2 屋根、外壁、内壁又は床の修理については、限度額までの補助金の交付を受けた場合、施工面積の多少にかかわらず、省令で定める有形固定資産の耐用年数に準ずる期間、補助対象としない。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	事業	内容	補助対象経費
1 有形文化財(建築物)	(1) 修理、保存事業	①構成部材の全解体を伴う解体修理 ②壁及び造作材の解体を伴う半解体修理 ③屋根修理(3分の1以上の面積が施工対象となるもの) ④塗装修理(3分の1以上の面積が施工対象となるもの) ⑤部分修理(3分の1以上の面積が施工対象となるもの) ⑥移築修理 ⑦災害復旧	事業に必要な経費
	(2) 管理事業	①防災設備 a. 警報設備の設置工事 b. 消火設備の設置工事 c. 避雷設備の設置工事 d. 防犯設備の設置工事 ②その他 a. 保護柵の設置工事 b. 擁壁の設置工事 c. 排水施設の設置工事 d. 覆屋(保存庫を含む。)設置工事(増改築含む。) e. 鳥虫害防除工事 f. 説明板等の設置工事	
2 有形文化財(美術工芸品)	(1) 修理、保存事業	①修理(剥落、腐食防除工事を含む。) ②その他保存のため必要なもの(保存箱、台座等)の新調及び修理 ③災害復旧	
	(2) 管理事業	①防災設備 a. 警報設備の設置工事 b. 消火設備の設置工事 c. 避雷設備の設置工事 d. 防犯設備の設置工事 ②その他 a. 保護柵の設置工事	

		<p>b. 擁壁の設置工事</p> <p>c. 排水施設の設置工事</p> <p>d. 覆屋設置工事(増改築含む。)</p> <p>e. 鳥虫害防除工事(くん蒸及び殺虫含む。)</p> <p>f. 耐火構造である収蔵施設の設置工事(増改築含む。)</p> <p>g. 耐火構造である収蔵施設の温湿度調整設備の設置工事</p> <p>h. 美術工芸品の保護に欠くことのできない未指定建造物の修理</p> <p>i. 模写その他複製の事業(本市が勧告した場合のみ)</p> <p>j. 説明板等の設置工事</p>
	(3) その他の事業	公開事業(本市が勧告した場合のみ)
3 無形文化財	(1) 保存事業	①伝承者の養成事業 <p>a. 無形文化財の保持者又は保持団体が行う研修会、研修発表会又は講習会の開催及び実技指導</p> <p>b. 研修会又は講習会のための資料の収集、整理及び作成</p>
	(2) 記録の作成及び刊行の事業	記録の作成及び刊行
	(3) その他の事業	公開事業(本市が勧告した場合のみ)
4 有形民俗文化財	(1) 修理、保存事業	①構成部材の全解体を伴う解体修理 ②壁及び造作材の解体を伴う半解体修理 ③屋根修理(3分の1以上の面積が施工対象となるもの) ④塗装修理(3分の1以上の面積が施工対象となるもの) ⑤部分修理(3分の1以上の面積が施工対象となるもの) ⑥移築修理 ⑦その他保存のために必要な修理(剥落、腐食防除工事等含む。) ⑧その他保存のために必要なもの(保存箱、台座等)の新調及び修理 ⑨災害復旧
	(2) 管理事業	①防災設備

		<p>a. 警報設備の設置工事</p> <p>b. 消火設備の設置工事</p> <p>c. 避雷設備の設置工事</p> <p>d. 防犯設備の設置工事</p> <p>②その他</p> <p>a. 保護柵の設置工事</p> <p>b. 擁壁の設置工事</p> <p>c. 排水施設の設置工事</p> <p>d. 覆屋設置工事(増改築含む。)</p> <p>e. 鳥虫害防除工事</p> <p>f. 耐火構造である収蔵施設の設置工事(増改築含む。)</p> <p>g. 耐火構造である収蔵施設の温湿度調整設備の設置工事</p> <p>h. 有形民俗文化財の保護に欠くことのできない未指定建造物の修理</p> <p>i. 説明板等の設置工事</p> <p>j. 災害復旧</p>
	(3) その他の事業	公開事業(本市が勧告した場合のみ)
5 無形民俗文化財	(1) 修理、保存事業	<p>①伝承者の養成事業</p> <p>a. 無形民俗文化財の保護団体が行う研修会、研修発表会又は講習会の開催及び実技指導</p> <p>b. 研修会又は講習会のための資料の収集、整理及び作成</p> <p>②修理事業</p> <p>a. 楽器、衣裳等の用具の修理(新調含む。)</p> <p>b. 公開施設の修理</p>
	(2) 記録の作成及び刊行の事業	記録の作成及び刊行
	(3) その他の事業	公開事業(本市が勧告した場合のみ)
6 史跡、名勝	(1) 保存事業	<p>①庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整池、給排水施設等の工事</p> <p>②古墳等の盛土、石積、排水施設等の工事</p> <p>③その他史跡又は名勝の保存上必要な復旧工事</p> <p>④災害復旧</p>

	(2) 管理事業	①防災設備 a. 史跡又は名勝の重要な構成要素をなす建築物等について行う警報設備の設置工事 b. 史跡又は名勝の重要な構成要素をなす建築物等について行う消火設備の設置工事 c. 史跡又は名勝の重要な構成要素をなす建築物等について行う避雷設備の設置工事 ②その他 a. 害虫の防除の措置 b. 樹木の剪定及び整枝(庭園のみ) c. 標識、説明板、境界標、囲柵等の設置工事
	(1) 保存事業	①衰滅の恐れがある天然記念物について、その保護の万全を期するために行う以下の事業 a. 給餌 b. 保護増殖施設の設置工事 c. 病虫害駆除 d. 施肥等樹勢回復 e. 遷移の中断、促進及び正常化 f. その他天然記念物の保護に相当と認める事業 ②災害復旧
7 天然記念物	(2) 管理事業	①防災設備 a. 消火設備の設置工事 b. 避雷設備の設置工事 ②保存施設 a. 標識、説明板、境界標、囲柵等の設置工事

別表第2(第3条関係)

区分	維持管理事項	内容	補助対象経費
防災設備保守点検等	1 自動火災報知設備保守 (消防機関へ通知する火災報知設備を含む。)	<p>指定又は登録文化財である建造物等に設置した自動火災報知設備の保守点検等「消防用設備等の種類及び内容点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式」(昭和50年4月1日付け消防庁告示第3号)に準ずるものとし、機器材の取替え等小修理を含むものとする。</p> <p>(注) 型式失効等による機器材の取替えについては、所要工事費が当分の間100万円程度以下とする。</p>	<p>各々事項毎に掲げる単価に員数を乗じた額を補助対象経費とする。</p> <p>自動火災報知設備受信機1窓当たり 4,900円</p>
	2 消火設備	<p>上記に準ずるものとする。</p> <p>(1) 加圧式消火設備</p> <p>(2) 自然流下式消火設備</p> <p>(3) 上水道直結式消火設備</p> <p>(4) 動力消防ポンプ</p> <p>(注) 上記(4)は、(1)の設備の一つとして用いるポンプを指すものではなく、自動車等によって牽引される消防ポンプ、手引き消防ポンプなど可搬式の消防ポンプをいう。</p>	<p>消火栓1基当たり</p> <p>14,900円</p> <p>〃</p> <p>8,200円</p> <p>〃</p> <p>12,300円</p> <p>1台当たり</p> <p>55,600円</p>
	3 避雷設備	<p>毎年1回梅雨期に総合点検を行うものとする。</p>	<p>突針1基当たり8,700円</p>
	4 その他	<p>防犯設備(レーダー)漏電警報設備等上記以外の設備、機器類の保守点検及び各設備の小修理(新規工事、追加工事を除く。)について特に必要と認められるも</p>	<p>その都度協議して定める。</p>

差し茅、防蟻防虫等小修理	1 小修理等	<p>の。</p> <p>指定又は登録文化財である建物等の維持管理のために行う小修理等でその内容及び範囲は次に掲げるとおりとし、その破損について所有者の日常使用によって促進されている場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小修理とは、施工面積が当該建物の対象面積の3分の1程度以下の場合で、かつ所要工事費が当分の間、一工事について100万円程度以下の場合をいう。 2 異種の工事を複合して行うときは、各工事別に前号の限度額を適用し、かつ合計額150万円を限度とする。 3 仕様の変更等を伴うものは、事前に教育委員会と協議するものとする。 4 小修理等の内容は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 差し茅 <ul style="list-style-type: none"> 補修面積とする。ただし、棟の補修については、長さ1mを1㎡とみなす。 イ 瓦葺等 <ul style="list-style-type: none"> 椽瓦葺、石置板屋根のみを対象とする。 この場合、野地の補修を必要とする場合は、別に協議するものとする。 ウ 壁補修 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 砂壁、漆喰壁 (イ) 土壁（中塗仕上げのもの）、板壁 (注) 施工の程度は、中塗の繕いと上塗りのみとし、荒壁や下地まで及ぶ修理は、別に協議するものとする。 エ 縁廻り補修 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 縁板厚さ 5cm 以上 (イ) 縁板厚さ 5cm 未満 オ 塗装補修 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 漆拭 (イ) ペンキ上塗塗装 	
		<p>1㎡当り 4,400円</p> <p>1㎡当り 2,700円</p> <p>1㎡当り 6,300円</p> <p>1㎡当り 3,200円</p> <p>1㎡当り 19,900円</p> <p>1㎡当り 7,200円</p> <p>1㎡当り 3,900円</p> <p>1㎡当り 3,900円</p>	

		<p>カ 防腐防蟻処理 床下及び屋根面に対する薬剤処理を 対象とする。</p> <p>キ 畳替 公開活用に供される部分及び専ら 住居の用に供される部分の畳の表 替えを対象とし、畳床の取替えは含 まない。 なお、同一の畳にあつては5年を周 期とする。</p> <p>ク 雨樋補修 一般の規格品を使用しているもの を対象とする。特注品については、 別に協議するものとする。</p> <p>ケ 建具修理 板戸の戸板、格子戸類の組子等の補 修及び襖の張替を対象とする。絵画 のある襖等の補修については、別に 協議するものとする。</p> <p>コ その他 (ア) 戸締金具の補修 (イ) 飾金具の補修 (ウ) その他ア～ケに掲げる以外の小修 理で、特に必要と認められるもの。</p>	<p>1 m²当り 700 円</p> <p>1 枚当り 5,500 円</p> <p>1 m²当り 1,100 円 (平、堅で分割する)</p> <p>1 枚当り 4,200 円 90cm×180cm 大の建 具を標準とする。</p> <p>その都度協議して定 める。</p>
<p>名勝等庭園の 荒廃防止及び 民家の環境保 全</p>	<p>1 名勝等庭園 の荒廃防止</p>	<p>1 名勝等庭園とは、法、県条例及び条例の規定に 基づき指定された史跡又は名勝である庭園をい う。</p> <p>2 荒廃防止措置の内容は、概ね次のとおりとし、 複合して事業を実施しても差しつかえない。な お、所有者等が当該文化財を有料公開しており、 かつ入場料等収入が当該庭園の管理事業費を上 廻る場合は補助の対象としない。</p> <p>(1) 除草、清掃 (砂利手入れ等を含む。)</p> <p>(2) 剪定、整姿、刈込 (小灌木の植木補植)</p> <p>(3) 防虫 (駆虫) 剤散布、施肥</p>	<p>1 m²当り 300 円</p>

	<p>2 民家の環境整備</p>	<p>(4) 小規模な浚渫（乱杭、シガラミ等の護岸補修を含む。）</p> <p>(5) 庭園建物（茶室、四阿、橋等）の小修理</p> <p>(6) 雪吊り、樹木用支柱の取替え修理</p> <p>(7) 灌木、灌水設備の小修理</p> <p>(8) その他特に必要と認める処置</p> <p>1 民家とは、法、県条例及び条例の規定に基づき指定又は登録された有形文化財、有形民俗文化財及び史跡である民家をいう。</p> <p>2 当該民家の屋敷構えの保存のために実施する事業とし、小修理で実施する場合を除く。その内容は、概ね次のとおりとし、複合して事業を実施しても差しつかえない。</p> <p>(1) 周辺囲障等の修理等</p> <p>(2) 排水溝等補修</p> <p>(3) 植木手入れ（剪定、整姿、刈込、除草、清掃を含む。）</p>	<p>1 m²当り 200 円</p>
<p>燻蒸・殺虫</p>	<p>美術工芸品の防虫等</p>	<p>指定文化財である美術工芸品の防虫、駆虫及び防黴のための燻蒸（殺虫、殺菌）事業 当該文化財を集荷運搬に要する経費を含む。 （各物件毎に所有経費を積算するものとし、総平均単価 1 件 154,000 円を限度とする。）</p>	<p>平均単価 154,000 円を限度とする。</p>

別表第3(第5条関係)

(単位：千円)

区分	事業種別	対象文化財	限度額	
市指定文化財	修理等	建造物	10,000	
		その他	5,000	
	維持管理	全て	500	
国又は市登録有形文化財	修理等	建造物	延べ床面積500㎡以上	5,000
			延べ床面積500㎡未満	2,000
	維持管理		500	